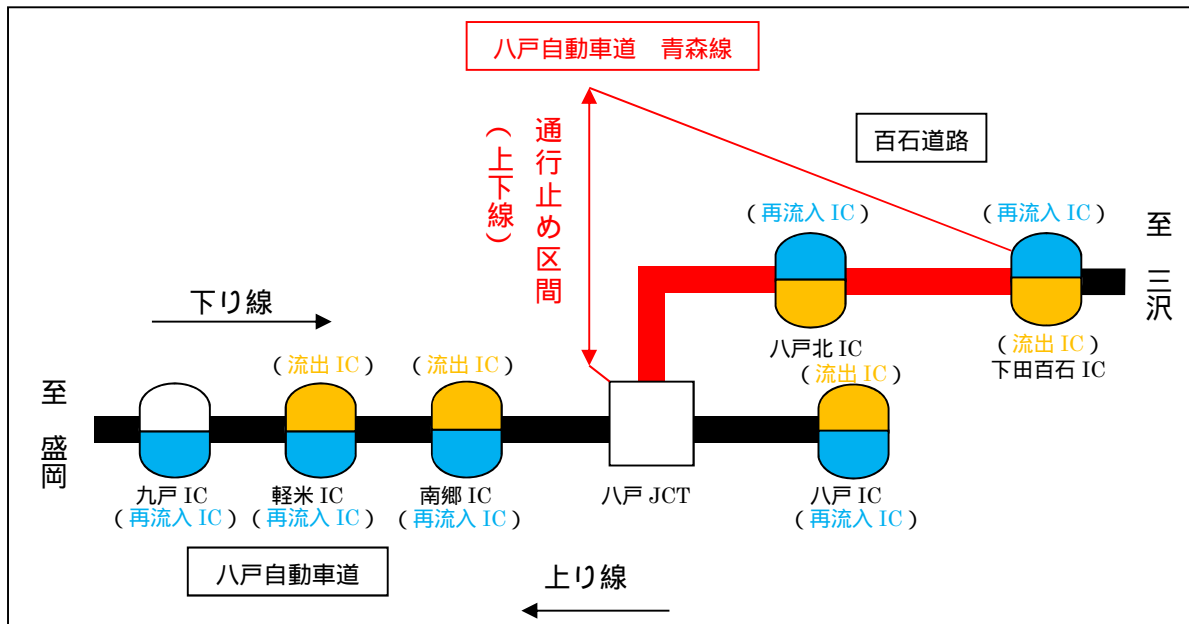


《通行止めに伴う乗継料金調整について》



◆乗継料金調整のご利用方法

《ETCのお客さま》

- ETCをご利用のお客さまは、流出ICを無線走行していただき、再流入ICも無線走行をお願いします。(ETC車には「乗継証明書」は発行されません)
- 乗り継ぎされた走行を一つの走行とみなして、ETC時間帯割引を適用します。
 なお、通行料金は請求時の調整となるため、料金所での料金表示器と異なる場合があります。

《現金等のお客さま》

- 現金等でお支払いのお客さまは、流出ICで「乗継証明書」をお受け取りいただき、再流入ICで通行券をお取りいただき、最初に料金を支払う料金所で「乗継証明書」と通行券をお渡しくささい。

◆乗継料金調整に関する注意事項

※通行止め解除後は、流出ICから流入されても乗継料金調整を行います。

◆乗り継ぎ可能な料金所

<上り線>

流出IC: 下田百石IC

再流入IC: 九戸IC、軽米IC、南郷IC、八戸IC

※ 通行止め解除後は、下田百石IC、八戸北ICも再流入ICとします。

<下り線>

流出IC: 軽米IC、南郷IC、八戸IC

再流入IC: 下田百石IC

※ 通行止め解除後は、八戸北IC、南郷IC及び軽米ICも再流入ICとします。